千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例施行規則

平成十五年三月七日　規則第七号
改正　平成十七年三月七日規則第二十五号
改正　平成十九年十月十九日規則第九十八号
改正　平成二十五年二月五日規則第十二号

（趣旨）

第一条　この規則は、千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例（平成十五年千葉県条例第五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この規則において用いる用語の意義は、条例の例による。

（里山基本計画の公表）

第三条　条例第九条第三項の規定による公表は、千葉県報への登載その他の方法により行うものとする。

（里山活動協定認定申請書等）

第四条　条例第十六条第一項に規定する認定の申請は、里山活動協定認定申請書（別記第一号様式）を提出して行うものとする。

２　前項の里山活動協定認定申請書には、次の各号に掲げる図面又は書類を添付しなければならない。

一　里山活動協定の目的となる土地の区域の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の図面

二　里山活動協定の目的となる土地の区域を明らかにした縮尺五千分の一以上の図面

三　里山活動協定の目的となる土地の登記事項証明書

四　里山活動団体の登記事項証明書及び印鑑証明書（里山活動団体が法人でない社団又は財団である場合は、その代表者又は管理人の住民票抄本（当該代表者又は管理人が県の区域内に住所を有しない場合に限る。）、及び印鑑証明書）

五　里山活動協定に係る協定書の写し

六　里山活動団体の規約及び会員名簿（里山活動団体が法人でない社団又は財団である場合に限る。）

３　条例第十七条第三項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　里山活動協定の名称

二　里山活動協定の目的となる土地の区域

三　里山活動協定に係る活動の概要

四　里山活動協定の有効期間

五　里山活動協定の認定年月日

一部改正〔平成一七年規則二五号・一九年九八号〕

（里山活動協定変更認定申請書等）

第五条　条例第十八条第一項に規定する認定の申請は、里山活動協定変更認定申請書（別記第二号様式）を提出して行うものとする。

２　前項の里山活動協定変更認定申請書には、次の各号に掲げる図面又は書類を添付しなければならない。

一　里山活動協定の目的となる土地の区域に係る変更にあっては、当該変更に係る土地に関する第四条第二項第二号及び第三号に掲げる図面又は書類

二　第四条第二項第四号に掲げる書類

三　変更後の里山活動協定に係る協定書の写し

３　条例第十八条第二項において準用する条例第十七条第三項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　第四条第三項第一号及び第二号に掲げる事項
二　里山活動協定の変更の内容
三　里山活動協定の変更の認定年月日

（里山活動協定廃止届出書等）
第六条　条例第十九条第一項の規定による届出は、里山活動協定廃止届出書（別記第三号様式）を提出して行うものとする。
２　条例第十九条第二項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
一　第四条第三項第一号及び第二号に掲げる事項
二　里山活動協定の廃止の届出年月日

（里山活動協定認定取消通知書等）
第七条　条例第二十条第二項の規定による通知は、里山活動協定認定取消通知書（別記第四号様式）により行うものとする。
２　条例第二十条第二項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
一　第四条第三項第一号及び第二号に掲げる事項
二　里山活動協定の認定の取消しの理由
三　里山活動協定の認定の取消年月日

附　則
この規則は、平成十五年五月十八日から施行する。

附　則（平成十七年三月七日規則第二十五号）
（施行期日）
１　この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
２　この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則（平成十九年十月十九日規則第九十八号）
この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成二十五年二月五日規則第十二号）
（施行期日）
１　この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
２　この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別　記
第一号様式
（第四条第一項）
一部改正〔平成17年規則25号・19年98号・25年12号〕
第二号様式
（第五条第一項）
一部改正〔平成17年規則25号・19年98号・25年12号〕
第三号様式
（第六条第一項）
第四号様式
（第七条第一項）

里 山 活 動 協 定 認 定 申 請 書

年　　月　　日

千葉県知事　　様

住　　所

氏　　名　　㊞

電話番号

千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例第16条第１項に規定する認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　里山活動協定の目的となる土地の地番

２　里山活動協定の締結年月日

年　　月　　日

３　里山活動協定の有効期間

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

４　里山活動協定に係る活動を実施するのに必要な資金の額及び人数

区　　分	活　　動　　内　　容				必要な資金の額及び人数の
年度	千円 人	千円 人	千円 人	千円 人	千円 人
年度	千円 人	千円 人	千円 人	千円 人	千円 人
年度	千円 人	千円 人	千円 人	千円 人	千円 人

５　過去３年間の関係法令遵守の状況

遵守　　違反

違反の内容

６　添付する図面又は書類

（１）　位置図（縮尺５万分の１以上）

（２）　区域図（縮尺５千分の１以上）

（３）　目的となる土地の登記事項証明書

（４）　里山活動団体の登記事項証明書及び印鑑証明書（里山活動団体が法人でない社団又は財団である場合は、その代表者又は管理人の住民票抄本（当該代表者又は管理人が県の区域内に住所を有しない場合に限る。）及び印鑑証明書）

（５）　協定書の写し

（６）　上記（１）から（５）までのほか、里山活動団体が法人でない社団又は財団である場合は、里山活動団体の規約及び会員名簿

注

１　住所には、主たる事務所の所在地（法人でない社団又は財団である場合は、その代表者又は管理人の住所）を記載する。

２　氏名には、里山活動団体の名称並びに代表者の役職名及び氏名（法人でない社団又は財団である場合は、その代表者又は管理人の氏名）を記載する。

３　上記４の活動内容の区分の欄は、下刈り、間伐等協定書に記載されている活動内容を具体的に記載する。

４　上記５の関係法令は、採石法、森林法、農地法、砂利採取法、農業振興地域の整備に関する法律及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに千葉県土採取条例及び千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（同条例第三十条第三項の規定により同条例の規定が適用されない市町村の条例で、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関するものとして別に定めるものを含む。）とし、関係法令に違反していない場合は「遵守」を○で囲み、違反をしている場合は「違反」を○で囲むとともに違反の内容を記載する。

里山活動協定変更認定申請書

年　　月　　日

千葉県知事　　様

住　　所
氏　　名　　㊞
電話番号

千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例第18条第１項に規定する認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　里山活動協定の目的となる土地の地番

２　里山活動協定の変更年月日

年　　月　　日

３　変更の内容

４　変更の理由

５　変更後の里山活動協定に係る活動を実施するのに必要な資金の額及び人数

区　　分	活　　動　　内　　容				必要な資金の額及び人数の
年度	千円 人	千円 人	千円 人	千円 人	千円 人
年度	千円 人	千円 人	千円 人	千円 人	千円 人
年度	千円 人	千円 人	千円 人	千円 人	千円 人

６　添付する図面又は書類

（１）　目的となる土地に係る変更の場合は、当該土地の区域図（縮尺５千分の１以

上）及び登記事項証明書

（２） 里山活動団体の登記事項証明書（里山活動団体が法人でない社団又は財団である場合は、その代表者又は管理人の住民票抄本（当該代表者又は管理人が県の区域内に住所を有しない場合に限る。））

（３） 変更後の協定書の写し

注

１　住所には、主たる事務所の所在地（法人でない社団又は財団である場合は、その代表者又は管理人の住所）を記載する。

２　氏名には、里山活動団体の名称並びに代表者の役職名及び氏名（法人でない社団又は財団である場合は、その代表者又は管理人の氏名）を記載する。

３　上記３には、変更しようとする里山活動協定に係る協定書の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載する。

４　上記５の活動内容の区分の欄は、下刈り、間伐等変更後の協定書に記載されている活動内容を具体的に記載する。

里 山 活 動 協 定 廃 止 届 出 書

年　　月　　日

千葉県知事　　様

住　　所
氏　　名　　㊞
電話番号

千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例第19条第１項の規定により、里山活動協定を廃止するので、下記のとおり届け出ます。

記

１　里山活動協定の目的となる土地の地番

２　里山活動協定の廃止年月日
　　年　　月　　日

３　廃止の理由

注

１　届出者が里山活動団体である場合においては、住所には、主たる事務所の所在地（法人でない社団又は財団であるときは、その代表者又は管理人の住所）を記載する。

２　届出者が里山活動団体である場合においては、氏名には、里山活動団体の名称並びに代表者の役職名及び氏名（法人でない社団又は財団であるときは、その代表者又は管理人の氏名）を記載する。

３　届出者が土地所有者等である場合で、個人が届け出るときは、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

第　　号
年　　月　　日

様

千葉県知事　　印

里山活動協定認定取消通知書

　　年　　月　　日付け　　第　　号で認定した里山活動協定については、里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例第20条第１項の規定により下記のとおり認定を取り消しましたので、同条第２項の規定により通知します。

記

１　取消しに係る里山活動協定の認定年月日
　　年　　月　　日
２　取消しに係る里山活動協定の目的となっていた土地の地番

３　里山活動協定の取消年月日
　　年　　月　　日
４　里山活動協定の取消しの理由